

特別養護老人ホーム大規模修繕費補助事業者の募集について（令和 8 年度 募集分） Q & A

特別養護老人ホーム（大規模修繕）			
	Q	A	掲載日
1	浴室用給湯器について、メーカーでは今後の修理は受けられないとのことで、故障もありましたが応急的な処置で使用し続けている状態です。現状設置している電気で加熱するエコキュートではなく、ガス式の給湯器の設置を検討しています。給湯器の他にガスを貯蔵する設備を含めても現状設置しているものを単純に更新するよりも安価かつBCP対策にもなります。この更新は補助金の対象となりますでしょうか。	本事業は修繕を目的としておりますので、設備の機能が向上する場合、対象外となる可能性はあります。ただし、現在設置されているエコキュートが製造されてからかなりの年数が経過していることと、その間に各給湯器の機能性が向上していることを鑑みると、個々の事情により判断をする必要があると考えております。現在設置されているエコキュート関連設備一式の仕様と、設置予定のガス給湯器関連設備一式の仕様をご確認いただき、改めて具体的にご相談ください。	6/22
2	当施設のナースコール設備について、開設当初からの経年劣化により既に不具合が頻発しており、メーカーの保守対応（修理）も終了しております。この状況下でのナースコールシステム全更新は本補助金事業の対象として認められますでしょうか。	整備内容イ（電気設備）に該当するものと認め、対象とします。	6/22
3	当居室のルームエアコンについて、開所以来更新していないものについては軽微な不具合を都度修理して使っている状況です。これらの更新は補助金の対象になりますでしょうか。	ルームエアコン（非ダクト式のもので、室内機と室外機が1対1で、1室程度を空調するもの）については、備品購入費とみなし、対象外とします。 ビルトインエアコン（家屋と構造上一体となっている設備）については、整備内容イ（冷暖房設備）に該当するものと認め、対象とします。	6/22

4	<p>各種扉の自動施錠システムが開所以来使用しているもので、基盤の修理がメーカーで受けられないものになっています。この更新は補助金の対象になりますでしょうか。</p>	<p>自動施錠システムについては、扉に後付けの物は備品購入費とみなし、対象外とします。扉のドアノブ等と一体型の物については、整備内容ア（居室等の改修工事）に該当するものと認め、対象とします。</p>	6/22
5	<p>厨房用給湯器が使用できない状態になっており、更新を検討しています。メーカーからは正式な修理は受け付けられないとのこと。この更新は補助金の対象になりますでしょうか。</p>	<p>整備内容イ（附帯設備）に該当するものと認め、対象とします。</p>	6/22
6	<p>消防設備における火災受信機や放送設備のバッテリーが老朽化で交換推奨時期になりますが、補助金の対象になりますでしょうか。</p>	<p>バッテリー交換は修繕とは言えないので対象外となります。ただし、開所時に電気工事の一環として整備され、内臓バッテリーごと設備全体の交換を含む工事を要する場合、修繕として対象とします。</p>	6/22
7	<p>各居室などに設置している小型の温水器について、開所以来交換していないものについてはほとんど故障している状況です。これらの更新は補助金の対象になりますでしょうか。</p>	<p>備品購入費とみなし、対象外とします。</p>	6/22

8	<p>停電時に自動点灯する非常灯が、開所以来のものはすべてバッテリー切れとなっております。現時点で更新するとほぼ必然的にLED化となるのですが、これらの更新は補助金の対象になりますでしょうか。</p>	<p>状況によって対象の場合と対象外の場合がございますので、①開所当初の物は請求書等の中でどういった工事費で計上された設備なのか、②今回整備予定の物はどんな仕様の物なのか、2点をご確認いただき、改めて具体的にご相談ください。</p>	6/22
9	<p>電話機の外線・内線・インターネットなどをすべて統括している電話交換機にエラーが出ている状態で、故障する前に交換が必須となるものです。この更新は補助金の対象になりますでしょうか。また、それと併せてPHSアンテナが電波法上交換対象となっています（経過措置として使用は認められています）がこの更新も含めてよいでしょうか。</p>	<p>状況によって対象の場合と対象外の場合がございますので、①開所当初の物は請求書等の中でどういった工事費で計上された設備なのか、②今回整備予定の物はどんな仕様の物なのか、2点をご確認いただき、改めて具体的にご相談ください。</p>	6/22
10	<p>「様式3 特別養護老人ホーム大規模修繕概要」の記載方法について… 例えば、居室で特別養護老人ホーム大規模修繕費補助事業の手引き「2事業概要」の整備内容（ア、イ、ウ）の整備をそれぞれ行う場合、修繕箇所（居室）について、整備内容アに係る修繕概要、整備内容イに係る修繕概要、整備内容ウに係る修繕概要をそれぞれ作成する必要があるのか、またはア～ウの修繕内容をまとめて一つの欄に記載して差し支えないのか、運用上の取扱いをご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>修繕箇所（居室）として、一つの欄にア～ウの修繕内容をまとめて記載してください。</p>	6/22